

# 筑後市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

## 背景

平成 25 年 4 月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。

市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に基づき、政府が定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「福岡県新型インフルエンザ等行動計画」を踏まえ策定した。

策定にあたっては、庁内、近隣市町等と協議し、学識経験者の意見を聴いて策定し、国家的な危機事象である新型インフルエンザ等感染症が発生した場合における市の対策の基本的な考え方や実施する主な対策等を示している。

## 行動計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守る。
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 行動計画の主要6項目

### ○実施体制

必要に応じて対策本部会議等を設置。また、県、他の市町村、医療機関、事業者などの関係期間と連携を図る。

### ○情報提供・共有

県内外の発生状況等の情報収集を行い、広く市民や事業者等へ情報提供を行う。

### ○まん延防止に関する措置

- ・基本的な感染対策の周知。
- ・外出の自粛や施設の使用制限等の要請

### ○予防接種

- ・特定接種実施の協力
- ・住民に対する予防接種の実施

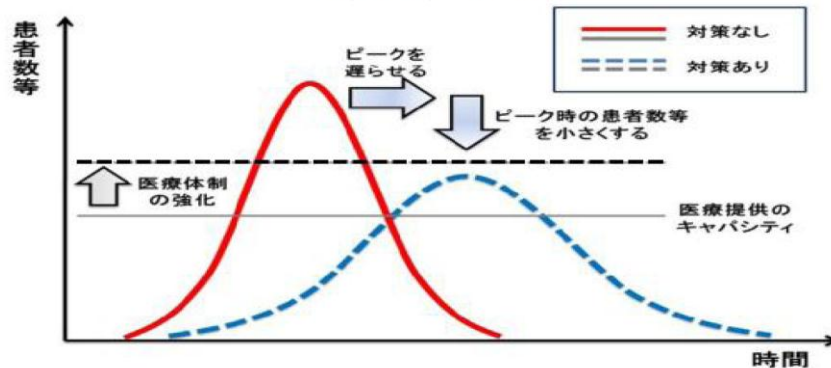
### ○医療

県等からの要請に応じての協力

### ○市民生活及び市民経済の安定確保

- ・社会機能維持のための業務継続
- ・高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者対策

＜対策の効果 概念図＞



患者数等	筑後市		福岡県	
	中等度	重症	中等度	重症
医療機関を受診する患者数	5,000～9,000 人		52.9 万人～97.5 万人	
病原性による患者数等の上限	中等度	重症	中等度	重症
入院患者数	200 人	700 人	2 万 3 千人	7 万 5 千人
死亡者数	70 人	260 人	7 千人	2 万 6 千人
1 日あたり最大入院患者数	40 人	150 人	4 千人	1 万 6 千人

※流行期間は、約 8 週間を想定

※米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて算定。推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）等は考慮していない。

## 各段階における対策

○発生段階ごとの主な対策については、以下に示すとおりです。

○個々の対策の実施時期は発生段階と必ずしも一致しないこと等があるため、段階は目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

発生段階	対策の考え方	主な対策
未発生期	※新型インフルエンザ等が発生していない状態 ●発生に備えて体制の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連絡体制の確認等を行います。</li> <li>❖ 新型インフルエンザの感染予防策や食料の事前準備等情報提供を行います。</li> <li>❖ 相談に応じる相談窓口(コールセンター)の設置準備を行います。</li> <li>❖ 特定接種体制の準備を進めます。</li> </ul>
海外発生期	※海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ●県内発生に備えて体制の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 「新型インフルエンザ等危機管理部会」を開催して情報共有を図ります。必要に応じて市対策本部を設置します。(任意設置)</li> <li>❖ 新型インフルエンザの発生状況や国内及び県内発生に向けた感染予防策や食料の準備等情報提供併せると注意喚起を行います。</li> <li>❖ 相談に応じる相談窓口(コールセンター)を設置します。</li> <li>❖ 特定接種を行います。</li> <li>❖ 住民接種体制の準備を進めます。</li> </ul>
県内発生早期※1	※県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ●市内発生に備えて体制の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 新型インフルエンザ発生状況や今後の対策等適宜必要な情報提供を行い、注意喚起を行います。</li> <li>❖ まん延防止のための、外出自粛や集会の自粛等に関する周知を行います。</li> <li>❖ 住民接種を行います。</li> <li>❖ 高齢者や障害者等要援護者に対し見回り等支援を行います。</li> <li>❖ 食料品や生活必需品等の購入に対する適切な行動の呼びかけを行います。</li> </ul>
県内感染期	※県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ●市内での感染拡大を抑える。 ●健康被害を維持する。 ●市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 診療時間など医療体制について周知します。</li> <li>❖ 引き続き住民接種を行います。</li> <li>❖ 引き続き要援護者に対する支援を行います。</li> <li>❖ 引き続き生活関連物資購入の適切な行動の呼びかけを行います。</li> </ul>
小康期	※新型インフルエンザ等の患者発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ●市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 市対策本部を廃止します。</li> <li>❖ 状況に応じた各種対策の縮小・廃止を行います。</li> <li>❖ 医療体制等平常化の周知を行います。</li> </ul>

※1 国内で発生し、県内未発生においても、同様の対策を行う。